

派遣労働者と事業主向け

無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた
改正労働者派遣法が施行されます。


「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、
奈良労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。

お問い合わせ先

下記電話番号から、来庁日時をご予約ください。

 **0742-88-0245**

(受付：平日8：30～17：15)

無料相談窓口業務開始日：令和元年11月1日

<アクセス>

奈良労働局 需給調整事業室
『派遣労働者の均等・均衡
待遇に係る特別相談窓口』

〒630-8570
奈良市法蓮町387番地
奈良第三地方合同庁舎2F



近鉄新大宮駅より北へ徒歩約8分



- ※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援に限られる可能性があります。
- ※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「奈良働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
奈良市西木辻町343番地（奈良県社労保険労務士会館）
電話フリーダイヤル**0120-414-811**
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者をご説明します。

裏面に事前質問票があります

労働者派遣法の
均等待遇に係る特別相談窓口

事前質問票

FAX送信してください

奈良労働局需給調整事業室行き
FAX: 0742-32-0225

■お電話にて相談日時をご予約後、この「事前質問票」に必要事項をご記入のうえ、速やかにFAXでお送りください。

《手順》

- ①お電話にて相談日時のご予約をお取りください。《電話番号0742-88-0245》
 - ②その際、ご相談内容の概要をお知らせください。
 - ③ご予約後、こちらの「事前質問票」にご記入のうえ、速やかにFAXでお送りください。
- ※派遣労働者の方は、★印の箇所に記入の必要はございません。

相談者区分	派遣元 ・ 派遣先 ・ 派遣労働者 いずれかに○印を付けてください。		
相談者氏名	連絡先		
★事業所名			
★所在地			
標 題			
・・・ご相談内容・・・			
※※※ 以下 奈良労働局使用欄 ※※※			
確定相談日時	令和	年	月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分
担当者			
備考			